

インボイス制度のご案内



 一般社団法人大森青色申告会

インボイス制度は不動産所得者も含む、数多くの事業者に影響がある制度です。

令和5年10月1日からインボイス制度が実施されますが、この冊子を読んで少しでも影響があるかもしれないと思われた方は、必ず令和4年12月27日までに当会へご相談ください。

ださい。

目次

◆はじめに	1
◆消費税の仕組みと概要	3
◆インボイス制度とは	7
◆インボイス制度下における売手の留意点	14
◆インボイス制度下における買手の留意点	16
◆課税事業者の方へ	18
◆免税事業者の方へ	19
◆インボイス制度に登録しなくても影響が少ないと思われる業種等について	21
◆登録する?しない?簡易判定フローチャート	22
◆インボイス制度実施後の請求書・領収書・会計帳簿の記載例	23
◆簡易課税制度のススメ	26
◆インボイス関係書類の書き方	28
◆インボイス登録事業者公表サイトについて	33
◆総額表示の義務付けについて	34
◆インボイス制度実施後に想定される問題点等について	37
◆参考冊子等	41
◆事前準備の基本項目チェックシート	42
◆その他の情報や問い合わせ先について	43

はじめに

消費税は、私たちの日常生活の中で一番身近に接している税金だと思いますが、利益（所得）に対して課税される所得税等と比べ、消費税は商品やサービスを消費するという行為に着目して担税力を求めているが故に、抽象的で難解な側面があります。さらに、近年様々な法改正がされ年々複雑化しています。

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が導入されますが、まず初めに、これまでの消費税の変遷を把握するために消費税率等を下記に整理しました。

適用年月日（西暦）	消費税率	国税分	地方税分	備考	控除要件※
平成元年4月1日 （1989年）	3%	3%	0%	単 一 税 率	請求書 保存方式
平成9年4月1日 （1997年）	5%	4%	1%		
平成26年4月1日 （2014年）	8%	6.3%	1.7%		
令和元年10月1日 （2019年）	8%	6.24%	1.76%	軽減税率	区分記載請求書等 保存方式
	10%	7.8%	2.2%	標準税率	
令和5年10月1日 （2023年）	8%	6.24%	1.76%	軽減税率	適格請求書等 保存方式
	10%	7.8%	2.2%	標準税率	

インボイス制度のこと

※『仕入税額控除』の要件です。

『仕入税額控除』とは、納付する消費税を算出する際に、課税売上の消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）を差し引くことを言います。

（p.5「消費税額の計算方法等」参照）

この冊子『インボイス制度のご案内』では、個人事業者を想定して、消費税のインボイス制度を中心に網羅的に関係のある事項を記載しています。

また、インボイス制度を理解するためには消費税の仕組みを最低限理解する必要があります。そのため、この冊子では序盤に消費税の仕組み等にページを割いておりますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご注意

当会では個別相談での申請に関する対応を行っています。

ご相談にかかる時間は 40 分から 60 分の方が多数となっており、会員の皆様には申請前のご相談に関しては令和 4 年 12 月までに予約制で対応しています。年末になるにつれ混雑が予想されますので早めのご相談をお願いいたします。

令和 5 年になりますと「年末調整」や「記帳相談」また「確定申告」でのご相談で混雑いたしますので、インボイス制度に関するご相談は、「申請書の提出」のみの対応となりますことご注意ください。

ご相談で多いのは、「申請したほうがいいのか」「申請しなくてもよいのか」という質問ですが、この相談は取引先との関係がとても重要です。相談前に必ず、まず取引先に確認していただくことが重要です。

年明けから 3 月 31 日までは当会の会員さんが非常に多くご利用になります。

おひとりずつたくさんの時間が取れないことをご理解いただき、令和 4 年 12 月までにご相談をお済ませください。

万が一ご相談が必要な場合などは、「税務署」または「ご自身の業種・同業者団体」などへご相談ください。

インボイス制度はすべての事業者に関係する制度となっています。

インボイス制度には、「申請して登録する」というステップがありますので、登録しないということは、「自己の判断で登録しなかった」となりますことをご注意ください。

消費税の仕組みと概要

そもそも消費税とは、

- 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 最終的に商品等を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。（間接税といいます。）

消費税の負担と納付の流れ



消費税の課税される取引とは、

次の要件を全て満たす取引です（輸入取引を除く）。

- 〔1〕 国内において行うもの（国内取引）であること。
- 〔2〕 事業者が事業として行うものであること。
- 〔3〕 対価を得て行うものであること。
- 〔4〕 資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供であること。

上記の〔1〕～〔4〕の要件をどれか一つでも満たしていない取引は、消費税の課税対象外（いわゆる「不課税取引」）です。

また、次のような取引は、上記の4要件を満たしていても消費税の性格や社会政策的な配慮などから**非課税**となっています。

【消費税の性格から課税対象とすることになじまないもの】

- ① 土地の譲渡、貸付（一時的なものを除く。）など
- ② 有価証券、支払手段の譲渡など
- ③ 利子、保証料、保険料など

④ 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡

⑤ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡

⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など

⑦ 外国為替業務に係る役務の提供

【社会政策的な配慮に基づくもの】

⑧ 社会保険医療など

⑨ 介護保険サービス・社会福祉事業など

⑩ お産費用など

⑪ 埋葬料・火葬料

⑫ 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付など

⑬ 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など

⑭ 教科用図書の譲渡

⑮ 住宅の貸付け（一時的なものを除く。）

現在の消費税率は、 **標準税率 10%**
 軽減税率 8%の複数税率です。

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	10%	8%

【参考】軽減税率 8%の対象品目とは、下記の飲食料品及び新聞です。

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象外です。また、出前やテイクアウトは対象になります。
新聞	軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

課税事業者と免税事業者について

- その課税期間（原則として個人事業者は暦年）の基準期間（原則として個人事業者は前々年）の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります（以下「**課税事業者**」といいます。）。
- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要がありません（以下「**免税事業者**」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

消費税額の計算方法等

課税売上高に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（以下「**仕入税額控除**」といいます。）計算します。

【原則】（本則（一般）課税制度）

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※（仕入税額）}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

仕入税額控除の要件		
	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書 （いわゆるインボイス）等 の保存

**ここが
変わります**

【例外】簡易な計算方法（簡易課税制度）

課税売上に係る消費税額に、事業区分ごとに応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

計算方法

消費税額＝

課税売上に係る消費税額－（課税売上に係る消費税額×みなし仕入率）

【みなし仕入率一覧表】

種別	主な業種	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業、建設業	70%
第4種事業	第1・2・3・5・6種事業以外の事業、飲食店業	60%
第5種事業	サービス業（飲食店業に該当する事業を除く）	50%
第6種事業	不動産業	40%

※簡易課税制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます（事前に届出書の提出が必要）。

詳しくは、P.26の『簡易課税制度のススメ』で解説しています。

インボイス制度とは

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式であり、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となる制度のことです。

これらを換言すると『仕入先が消費税を納税したことを証明する書類（インボイス（適格請求書等））に、仕入税額控除の権利を付与すること』です。

インボイス（適格請求書等）が無いと、仕入先が消費税を納税しているかを確認することができません。そこで、インボイス制度が導入されていなかった日本では、納税義務がない免税事業者からの仕入れについても課税されているものとして、仕入税額控除を認めていました。消費者が負担する消費税が、免税事業者によって納税されず懐に入ってしまうという、いわゆる『**益税**』は、インボイス制度の導入によって解消されることとなりました。

適格請求書とは…

「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号※**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

- 適格請求書は、その名称は問わず、請求書や納品書、領収書、レシート等も該当します。
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。
- 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。
- 課税事業者が登録を受けることができます。

※登録番号とは、T+13桁の数字となっており、法人であればT+法人番号（事前に把握可能）、個人であればT+13桁の通知された番号（事前に把握不可能）となっています。

注意点

- ・適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ・登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること（インボイス類似書類の交付）は、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（消費税法第57条の5、消費税法第65条第4号）」が設けられています。

益税とは…

そもそも消費税の制度は、P.3の「消費税の負担と納付の流れ」にあるとおり、最終的に消費者が負担した消費税と、各事業者が申告納付した消費税額の合計は一致します。しかし、下記の【図表A】を見ると、①原材料生産業者から⑤消費者へ至るサプライチェーンの流れの中で、③卸売業者のみが免税事業者だとすると消費税の申告・納付義務が無いため、③卸売業者が売り上げた税込77,000円の内、2,000円分がそのまま③卸売業者の利益等（利益と付加価値）として加算されます。この2,000円分が益税です。そして、消費者が支払った消費税10,000円のうち2,000円は益税を支払っていることになるのです。

また、⑤消費者は10,000円の消費税を支払っていますが、①原材料生産業者から④小売業者までの納付税額を足すと8,000円になります。これは、本来国等へ納付されるはずの消費税が、益税として③卸売業者（免税事業者）の利益等となってしまっている為です。

【図表A】 益税の解説

①原材料生産業者	②製品製造業者	③卸売業者	④小売業者	⑤消費者
申告有(課税事業者)	申告有(課税事業者)	申告無(免税事業者)	申告有(課税事業者)	消費のみ
税込売価 22,000 税抜売価 消費税 20,000 2,000 利益等 税(A) 20,000 2,000	税込売価 55,000 税抜売価 消費税 50,000 5,000 利益等 税(B) 30,000 3,000 税抜仕入 税 20,000 2,000	税込売価 77,000 税抜売価 消費税 70,000 7,000 利益等 免税(C) 20,000 2,000 税抜仕入 税 50,000 5,000	税込売価 110,000 税抜売価 消費税 100,000 10,000 利益等 税(D) 30,000 3,000 税抜仕入 税 70,000 7,000	税(D) 3,000 税(C) 2,000 税(B) 3,000 税(A) 2,000
納付税額 2,000	3,000	0	3,000	≠ 10,000
★ 20,000	30,000	22,000	30,000	なし

★…税込経理方式(納付税額を当期の租税公課とした場合)及び税抜経理方式の場合の損益計算書上の利益等(利益と付加価値)の金額

※免税事業者は税抜経理方式を選択できません。

【参考 1】【図表 A】の仕訳例

【税込経理方式の場合】		
	借方	貸方
① 原材料生産業者		
(1) 商品売上時	(現金) 22,000	(売上) 22,000
(2) 決算時	(租税公課) 2,000	(未払消費税) 2,000
② 製品製造業者		
(1) 商品仕入時	(仕入) 22,000	(現金) 22,000
(2) 商品売上時	(現金) 55,000	(売上) 55,000
(3) 決算時	(租税公課) 3,000	(未払消費税) 3,000
③ 卸売業者		
(1) 商品仕入時	(仕入) 55,000	(現金) 55,000
(2) 商品売上時	(現金) 77,000	(売上) 77,000
(3) 決算時	免税事業者なので仕訳なし	
④ 小売業者		
(1) 商品仕入時	(仕入) 77,000	(現金) 77,000
(2) 商品売上時	(現金) 110,000	(売上) 110,000
(3) 決算時	(租税公課) 3,000	(未払消費税) 3,000

※現金取引を前提としています。

※図表との整合性を持たせるために、未払消費税勘定を用いて当期の消費税は当期中に経費計上する処理を選択しています。

(消費税額納付時に租税公課とする方法もあります。)

【税抜経理方式の場合】

① 原材料生産業者	借方	貸方
(1) 商品売上時	(現金) 22,000	(売上) 20,000 (仮受消費税) 2,000
(2) 決算時	(仮受消費税) 2,000	(未払消費税) 2,000
② 製品製造業者		
(1) 商品仕入時	(仕入) 20,000 (仮払消費税) 2,000	(現金) 22,000
(2) 商品売上時	(現金) 55,000	(売上) 50,000 (仮受消費税) 5,000
(3) 決算時	(仮受消費税) 5,000	(仮払消費税) 2,000 (未払消費税) 3,000
③ 卸売業者（免税事業者なので本来は税抜経理を行いません。）		
(1) 商品仕入時	(仕入) 50,000 (仮払消費税) 5,000	(現金) 55,000
(2) 商品売上時	(現金) 77,000	(売上) 70,000 (仮受消費税) 7,000
(3) 決算時	(仮受消費税) 7,000	(仮払消費税) 5,000 (未払消費税) 2,000
④ 小売業者		
(1) 商品仕入時	(仕入) 70,000 (仮払消費税) 7,000	(現金) 77,000
(2) 商品売上時	(現金) 110,000	(売上) 100,000 (仮受消費税) 10,000
(3) 決算時	(仮受消費税) 10,000	(仮払消費税) 7,000 (未払消費税) 3,000

※免税事業者は税抜経理方式を選択できません。

【参考 2】 インボイス制度実施後の図表

【図表 B】 インボイス制度実施後に仕入税額控除ができなくなる場合の利益等について



★…税込経理方式(納付税額を当期の租税公課とした場合)及び税抜経理方式の場合の損益計算書上の利益等(利益と付加価値)の金額
 ※免税事業者は税抜経理方式を選択できません。

上記の【図表 B】を見ると、インボイス制度下では④小売業者が③卸売業者（免税事業者）へ支払った消費税は認められません（仕入税額控除の対象外）。

しかし、③卸売業者（免税事業者）も②製品製造業者や①原材料生産業者の消費税を支払っているため、④小売業者へ消費税相当額を請求すると考えられます。

【図表 A】のときと全く同一金額で商品が売買されていくと仮定すると、インボイス制度下では④小売業者が支払っているのに仕入税額控除ができない 7,000 円分が、④小売業者の利益等の金額を圧縮することとなり、結果的にインボイス実施前【図表 A】と比べ、④小売業者の利益等の金額がインボイス実施前と比べ 7,000 円少なくなります。

この、免税事業者（インボイス未登録事業者）へ支払った消費税相当額が自己の利益等を圧縮することが、インボイス制度下における問題点の一つです。

また、最終的な⑤消費者が支払っている消費税は 10,000 円ですが、①原材料生産業者から④小売業者までの納付税額を足すと 15,000 円になります。これは、インボイス制度下では免税事業者の立場が消費者と同じになり、単純に消費税を負担する人が増えることを意味しています。

【図表 C】 価格交渉等により免税事業者が消費税相当額を減額して売り上げた場合



★…税込経理方式(納付税額を当期の租税公課とした場合)及び税抜経理方式の場合の損益計算書上の利益等(利益と付加価値)の金額
 ※免税事業者は税抜経理方式を選択できません。

前ページ【図表 B】では、④小売業者の利益等が減ってしまう為、③卸売業者との取引を止めるか、価格交渉して消費税相当額を減額するように求めることが想定されます。③卸売業者が④小売業者の要求を呑み、消費税相当額を減額して請求した場合が、上記【図表 C】です。この場合では、③卸売業者が④小売業者へ対し、従前の税抜売価に相当する70,000円で商品を販売している為、その分★損益計算書上の利益等が7,000円少なくなります。この減少した損益計算書上の利益等7,000円の内訳は、今まで得られていた益税2,000円と、純粋な利益等(利益と付加価値)の5,000円です。

したがって、インボイス制度下では【図表 A・B・C】のような商品やサービスの流れの中に、一人でも免税事業者(インボイス未登録事業者)が介在していると、【図表 B】の小売業者や【図表 C】の卸売業者のように損をしてしまう人が出てきてしまいます。

また、既にインボイス制度が実施されている欧州諸国では、免税事業者が取引から排除される危険を回避する為に、自ら進んで課税事業者を選択するケースが多いです。

インボイス制度が実施されると…

- インボイスに登録した場合、課税売上高が1,000万円以下でも課税事業者となります。
- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます（虚偽の登録番号を記載すると罰則があります）。
- 適格請求書には、一定の事項を記載する必要があります。
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます。
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書の保存が必要となります。
- 税額計算の方法が変わります。
- 登録を受けるためには、登録申請手続が必要です。
- 適格請求書発行事業者公表サイトで、適格請求書発行事業者の公表事項を確認できます。

上記の事項についての詳細は、

適格請求書等保存方式の概要

—インボイス制度の理解のために—

をご覧ください。

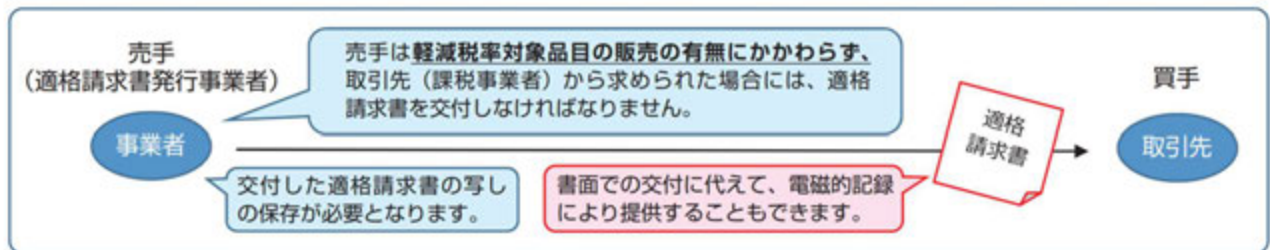


インボイス制度下における 売手の留意点

〔1〕 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合※を除き、原則、取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて**適格請求書を交付する義務**及び**交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課されます。※

※売手（適格請求書発行事業者）は軽減税率対象品目の有無にかかわらず、取引先（課税事業者）から求められた場合には、適格請求書を交付しなければなりません。なお、書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。



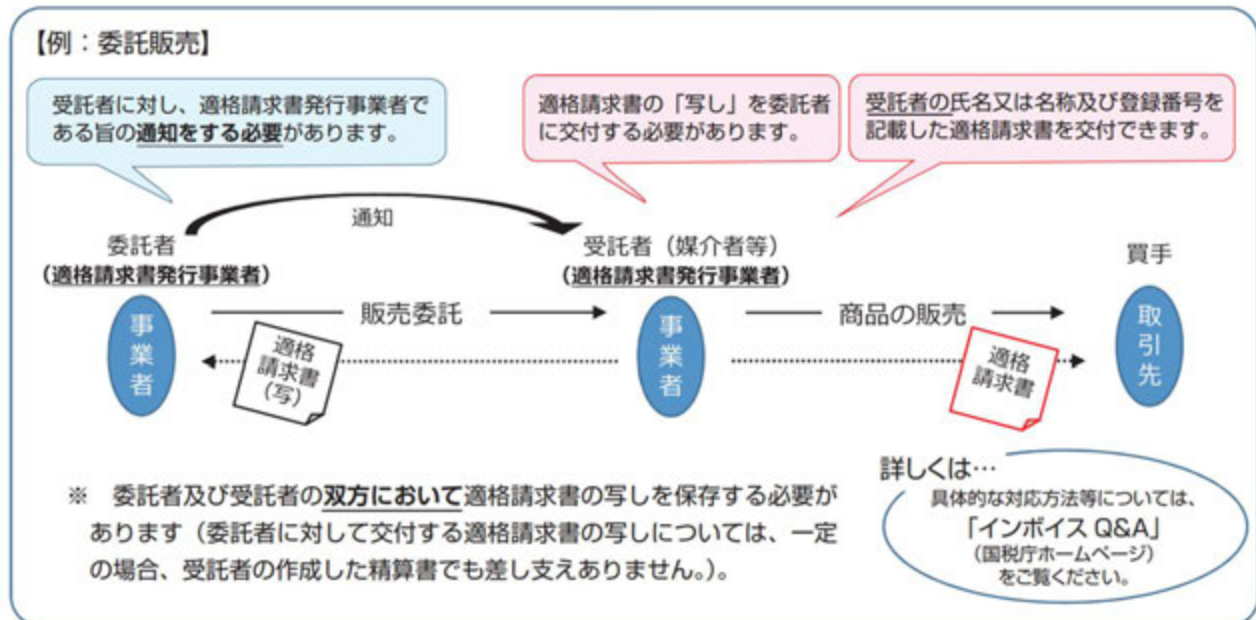
〔2〕 適格請求書の交付義務免除

※適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
3万円未満のものに限る
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
3万円未満のものに限る
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
郵便ポストに差し出されたものに限る

〔3〕 適格請求書の交付方法の特例（媒介者特例・委託販売等における特例）

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が自己の氏名又は名称及び自己の登録番号を記載した適格請求書をその委託者に代わって交付することができます。



【参考】 売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

インボイス制度下における 買手の留意点

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（下記〔3〕参照）を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

〔1〕 帳簿の記載事項

p.25 会計帳簿の記載例を参照して下さい。

〔2〕 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において、委託を受けて卸売りの業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（P.14〔2〕②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

〔3〕 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合※

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

※適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入前においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入後は、これらの規定は廃止されます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される取引（P.14〔2〕①④⑤の取引）
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引

- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と思われる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

課税事業者の方へ

現在、消費税の課税事業者の方は、基本的にインボイス制度に登録したことによるデメリットは少ないと思われます。登録した場合には、今までと同様に売上先は仕入税額控除が可能となるため、取引関係を継続する可能性が高いと思われます。

一方、インボイス制度に登録しないという選択肢もあり得ます。この場合、事務処理等の手間はかかりませんが、売上先の仕入税額控除とならないため、取引関係を見直される可能性があります。

	インボイスに登録する場合	インボイスに登録しない場合
メリット	得意先からの注文を今までと同様に受注できる可能性が高い	- 適格請求書（領収書）等を発行及び写しを保存する手間がかからない （今までどおり請求書等の保存は必要です） - 従来どおりの請求書が使用できる
デメリット	- 適格請求書（領収書）等の発行及び様式変更に事務負担がかかる - 発行した適格請求書（領収書）等の写しを保存する必要がある	- 得意先が仕入税額控除に参入できない為、取引を減らされたり切られたりする可能性がある - 価格交渉される可能性がある

課税事業者の方で、今現在インボイス制度に登録する必要性を感じていなくても、将来的に必要なったり、思わぬ売上先からインボイス登録番号を要求されたりする可能性がありますので、総合的にご自身の事業（居住用以外の不動産賃貸を含む）と売上先との関係を検討した上で判断して下さい。

免税事業者の方へ

インボイス制度が導入される令和5年10月1日以降は、インボイス（適格請求書等）を発行できるのは、インボイス発行事業者への登録申請を行った事業者のみです。

今まで（今現在）免税事業者だった事業者が、インボイスを発行するためには、登録申請を行い課税事業者になる必要があります。

そのため、今まで（今現在）免税事業者の方は重要な選択を迫られることになります。

免税事業者の方の選択肢は、誤解を恐れずに極端に表現すると、①インボイスの登録申請を行い毎年消費税の申告納付を行うか、②インボイスの登録申請を行わずに消費税を申告納付しないが売上が減るかもしれない。という2択になります。

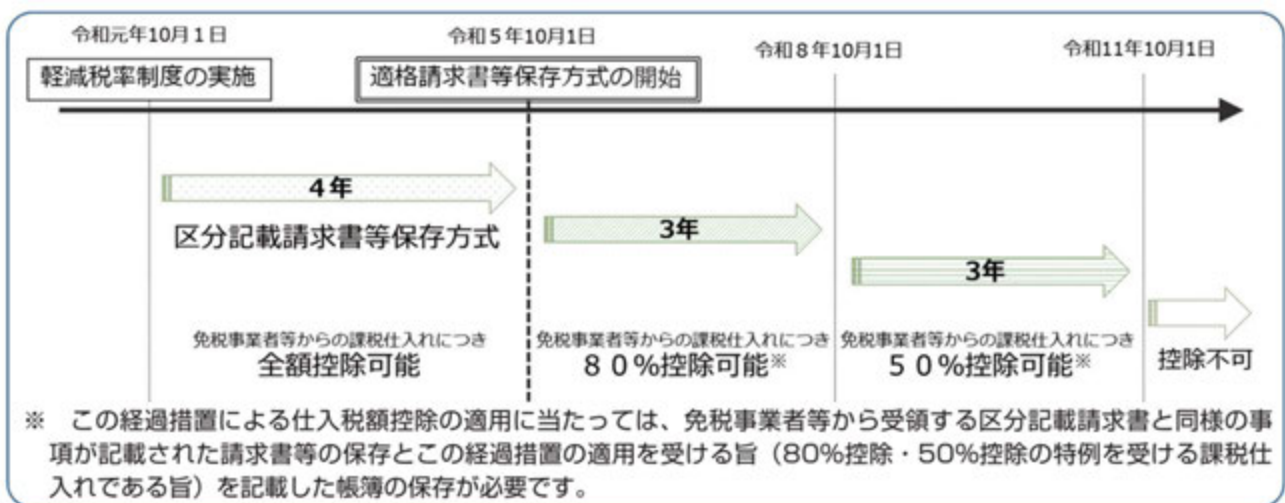
ただし、あくまでインボイス制度に登録するか否かは事業者の任意となっているため、最終的にはご自身で経営的判断を下す必要があります。

また、インボイスの登録申請を行ったとしても、今まで益税として計上していた消費税分が消費税の申告書の計算対象となりますので、益税を得ていた事業年度と全く同じ条件下（例えば、同一の値の損益計算書を作成したとする）の場合、消費税を申告納付した分だけ手取りのキャッシュフローが減ります。ですので、免税事業者の方がインボイスに登録する前と同じような（益税的な）キャッシュフローを得ようとする場合には、売価の改定等も考慮する必要があります。

	インボイスに登録する場合	インボイスに登録しない場合
メリット	・得意先からの注文を今までと同様に貰える可能性が高い	・消費税の申告（納税）義務が免除
デメリット	・適格請求書（領収書）等の発行、様式変更及び写しの保存に事務負担がかかる ・毎年消費税の申告（納税）をする必要がある	・得意先は仕入税額控除に算入できない為、取引を減らされたり切られたりする可能性がある ・得意先から価格交渉される可能性がある

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について

適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



上記のように、免税事業者等からの課税仕入れに対し経過措置が設けられており、急に全額が仕入税額控除不可になることは無いものの、将来的にはインボイス制度に登録する個人事業者が大多数になると思われますので、**今現在インボイスに登録することを考えて**いなくても、将来的なことも含め総合的によくご検討した上で判断して下さい。

インボイス制度に登録しなくても影響 が少ないと思われる業種等について

【業種等】

売上先が、一般消費者や免税事業者のみの場合

【具体例（例示列举）】

以下の事業を営んでいる場合は、インボイス登録しなくても、ご自身の事業へ影響が少ない可能性が高いです。

理容業	美容業	ネイルサロン	エステサロン	各種〇〇サロン
マッサージ・整体・あん摩・鍼灸師等			医師・歯科医師・獣医師等	
他の医療機関	各種スポーツジム等		各種〇〇教室等	各種〇〇塾等
その他の個人教授		各種ペット関係サービス		各種娯楽施設等
その他の BtoC※事業者全般		居住用の住宅のみを賃貸している不動産所得者※		

※BtoC とは、(Business to Customer) の略で、事業者がモノやサービスを直接個人消費者に提供するビジネスモデル。

逆に、BtoB (Business to Business) 取引（事業者間取引）がある事業者の方は、ほぼ確実にインボイス制度による影響を受け、多くの方がインボイス制度に登録することになると思われます。

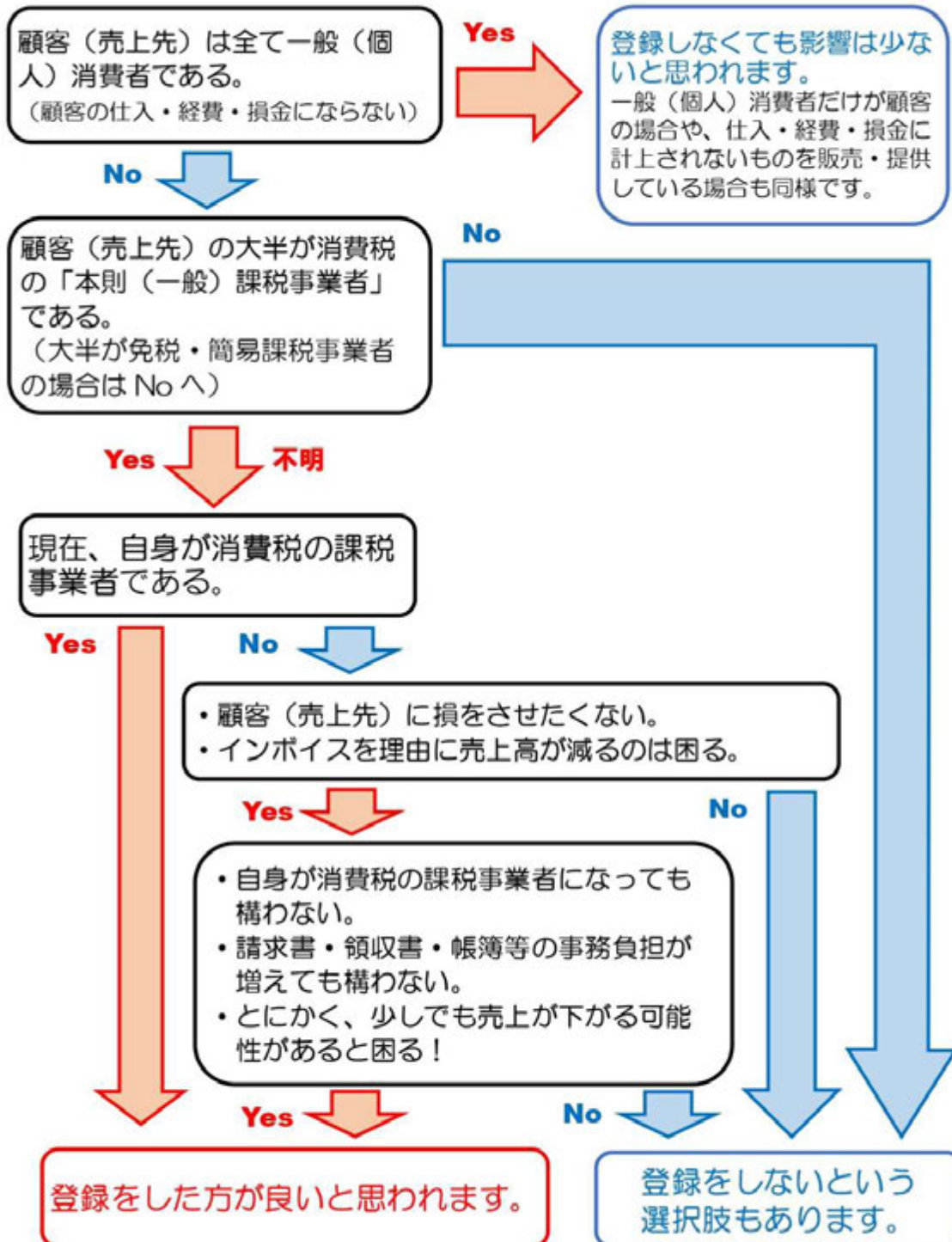
※居住用とは、人が住むための不動産であって、実態が事業用であっても賃貸借契約書上で判定します。また、一括借上げ、サブリース契約、転貸借契約等も含まれます。

上記で具体的な事業を例示しましたが、上記の業種に該当していても、インボイスに登録したことにより一定の社会的信用に繋がったり、インボイス未登録で消費税を請求書や価格表等に明記すると誤解を招いたりする恐れがある（インボイス類似書類の交付※）ので、将来的にはインボイス制度に登録する事業者へ集約されると思われます。

※罰則規定（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）があります。

登録する？しない？

簡易判定フローチャート



※不動産所得がある方は、顧客(売上先)を『居住用住宅以外の賃借人』に置き換えて下さい。

インボイス制度実施後の 請求書・領収書・会計帳簿の記載例

適格請求書の記載例

様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

- 【記載事項】 ○ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

領収書

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

領収書の記載例

【例】

領 収 証

No. _____

〇〇〇 △男 様

32,700 円

但 飲食料品（軽減税率対象）・日用品代金
（●年●月●日取引分）として
●年 ●月 ●日 上記正に領収いたしました

<金額（税抜・税込）>

8%	16,200円
10%	16,500円

<消費税額等>

8%	1,200円
10%	1,500円

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

甲商店

登録番号 T123....

収入印紙

但書きは、

- ・標準課税対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要。
 （「お品代としては」は不可）
- ・また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要

※ レシート（明細書）の添付に変わることも可能

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可（交付する事業者が特定できる場合に限る）

登録番号の記載

※ 令和5年9月30日以前に交付する請求書において記載することも可能

※レシート形式のものは、P.23 右側の適格簡易請求書をご参考ください。

会計帳簿の記載例

仕 入

※は軽減税率

★は経過措置80%

令和5年 月 日	科 目	摘 要	借 方	貸 方	差引残高
12 1	前月より繰越				50000000
12 2	買掛金	赤色肉店 ※肉	1080000		51080000
12 5	買掛金	白色酒店 酒	1100000		52180000
12 7	現金	緑色八百屋 ★※野菜	1000000		53180000

(注) 税込経理方式かつ本則(一般)課税制度の飲食店を想定しています。

帳簿の記載事項（仕入税額控除の要件）は下記のとおりです。

- ・取引年月日
- ・取引相手の氏名又は名称
- ・取引の内容
- ・取引の金額

●消費税で本則（一般）課税の場合は、『標準税率である旨（無印）』、『軽減税率である旨（※印）』、『インボイス未登録事業者からの課税仕入である旨（★印）』を最低限区分する必要があります。

●消費税で簡易課税制度を適用している場合は、上記のように区分記帳を行う必要はありません（売上高のみで課税仕入れを把握するため）。

※帳簿自体の記帳は必要です。

簡易課税制度のススメ

前述の P.25 にあるとおり、本則(一般)課税制度の場合には、①「仕入(経費科目を含む)に係る消費税計算と、相手がインボイス登録事業者か否かを帳簿に記帳する際に判定した後に区分して記載する必要」があります。また、②「仕入先(経費の支払先を含む)からのインボイス(適格請求書等)の保存も必要」となります。

これら①と②の煩わしい事務負担は、『簡易課税制度』を利用すると無くなりますので、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の方は、簡易課税制度を利用されることをご検討ください。

さらに、今回インボイスの登録を行い初めて消費税の課税事業者となる方や、売上先に依頼され、やむを得ずインボイス登録事業者になられた方に対しても簡易課税制度をオススメいたします。特に初めて消費税の申告を行う方は、計算方法や記帳方法に慣れていないこともありますので、本則(一般)課税制度で申告しようとしたときに、帳簿上、消費税計算やインボイス登録の有無を分けていないと、最悪、期限内に消費税の申告自体が出来なくなってしまいます。そうすると、ペナルティである延滞税や無申告加算税等の余計な支出が増える可能性があります。そうなる前に、初めて消費税の課税事業者になる方は、是非、簡易課税制度をご検討ください。

また、自身の外注先や仕入先等の大半がインボイス未登録事業者(免税事業者)である場合には、今までどおりの価格で取引を行っていると、P.11【図表 B】④小売業者のように、そのインボイス未登録事業者(免税事業者)へ支払った消費税相当額の分だけ自身の利益等が減ってしまいます。このような問題を回避する為には、取引先がインボイス登録事業者(課税事業者)になるよう依頼するか、自身が簡易課税制度を選択することをオススメいたします(課税売上高にみなし仕入率を掛けて仕入税額控除の計算を行うため)。

【注意点】

- ・簡易課税制度を選択するには、事前に届出書を提出する必要があります。
- ・簡易課税制度を選択すると、2 年間は本則(一般)課税制度に移行できません。
- ・簡易課税制度では、多額の設備投資を行い売上税額よりも仕入税額の方が多かった場合や、赤字決算になったとしても消費税の還付申告は制度上あり得ません。
- ・複数の事業を行っている方は、業種ごとに異なるみなし仕入率を適用しますので、事務負担が増える可能性があります。
- ・仕入税額が少ない業種の方は消費税の納税額が少なくなる可能性が高いですが、逆に仕入税額が元々多い業種の方は消費税の納税額が増える場合もあり得ます。

なお、

インボイス制度に令和5年10月1日から登録される方で、

かつ、

令和5年10月1日から簡易課税制度を選択したい方は、

令和5年1月1日時点で**課税事業者の方は令和4年12月31日まで**

令和5年1月1日時点で**免税事業者の方は令和5年12月31日まで**

に『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。

【例】免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受け
る場合で、令和5年12月期から簡易課税制度を適用するとき

※ 令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日) ↓	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限
(令和5年12月31日)
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

☆☆簡易課税制度を選択される場合は、必ず当会へご相談ください☆☆

インボイス関係書類の書き方

適格請求書（インボイス）発行事業者になる（登録を受ける）には、適格請求書発行事業者の登録申請手続（紙媒体または e-Tax）が必要です。登録は課税事業者が受けることができ、登録を受けなければ適格請求書を交付できません。また、登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

適格請求書発行事業者の登録申請手続が行われると、税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知（郵送または電子通知）および公表（公表事項は適格請求書発行事業者公表サイトで確認可能）が行われます。

なお、通知される登録番号の構成は、下記のとおりです。

- ① 法人番号を有する課税事業者は、T+法人番号
- ② 個人事業者及び人格のない社団等は、T+13 桁の数字

国内事業者の方がインボイス発行事業者に登録する場合には、下記の登録申請書を提出します。

『適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）』

屋号等を公表する場合は下記の届出書を提出します。

『適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書』

紙で上記の書類を提出する場合の郵送先は、納税地が東京国税局管内（東京都、神奈川県、千葉県、山梨県）であれば下記に送付します。

なお、原則として令和 5 年 3 月 31 日までに提出します。

【東京国税局インボイス登録センター】

郵便番号 262-8514

送付先住所 千葉市花見川区武石町 1 丁目 5 2 0 番地

電話番号 043-306-5635

当会では、上記書類の作成提出に係るご相談や、インボイス制度全般のご相談についてもお受けしております。お電話でご予約上、令和 4 年 1 2 月 2 7 日（火）までにお越しくださいますようお願いいたします。（令和 5 年 2 月～3 月は当会繁忙期の為にご対応できない場合がございます。）

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次業)の記載例 【個人事業者用】

初業の「事業者区分」欄で「**免税事業者**」を選択した方は、**どちらか**を選択し、記載してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次業)

【2/2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日まで有効です。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☑を記載してください(下の☐に☑を記載した場合を除きます。)

※ 個人番号を必ず記載し、本人確認書類の写しを添付してください。

※ 登録申請日から前記欄の記載内容が変更された場合は、必ず変更届を提出してください。

個人番号 X X X X X X X X X X X X X X X X

個人事業年度の記載 令和 年 月 日

課税事業者(選択)届出書を提出されている方で、課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に☑を記載してください。

※ 「課税期間の初日」に記載した日が登録年月日となります。

提出時点は免税事業者でも令和5年9月30日以前に課税事業者となる場合は、令和5年9月30日以前の日の記載を構いません。ただし、登録年月日は、「令和5年10月1日」となります。

免税事業者の場合、適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「はい」に☑を記載してください。

定めが必要ない場合に「はい」に☑を記載してください。

「いいえ」の場合は、下欄の納税管理人の届出(※)について記載してください。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

該当しない場合に「はい」に☑を記載してください。

(注) 「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

「いいえ」の場合は、下欄の執行状況(※)について記載してください。

※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに**免税事業者となった場合でも、適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

【参考】

令和3年11月5日
(令和4年2月4日改訂)
国 税 庁

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項

登録申請書の提出に当たっては、以下の事項をご確認いただきますようお願いいたします。

登録申請書に記載誤り等がある場合は、記載内容の確認などが必要となるため、登録通知までお時間をいただくことがあります。

登録申請書の記載方法につきましては、併せて[記載例](#)もご参照ください。

【個人事業者の場合】

〔氏名〕欄

屋号は記載せず、「氏名」のみ記載してください。

※ 屋号の公表を希望される場合は、「[適格請求書発行事業者の公表（変更）申出書](#)」を提出する必要があります。

〔代表者氏名〕欄及び〔法人番号〕欄

記載不要です。

【法人の場合】

〔本店又は主たる事務所の所在地〕欄・〔名称〕欄

原則として登記情報が公表されますので、登記に記載された情報を正確に記載してください。

〔法人番号〕欄

法人番号が指定されている場合は、必ず記載してください。

※ 登記情報や法人番号は「[国税庁法人番号公表サイト](#)」でご確認いただけます。

【法人・個人事業者に共通する事項】

〔事業者区分〕欄

「課税事業者」または「免税事業者」のいずれかに必ずチェックしてください。

〔登録要件の確認〕欄

・「課税事業者です。」欄

適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」をチェックしてください。

・「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。」欄

「はい」または「いいえ」のいずれかに必ずチェックしてください。

※ 「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられる」とは、起訴され、裁判により罰金以上の刑が確定したことをいいます（「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。）。

e-Taxにより提出される場合にご注意いただきたい事項

同じ内容の登録申請書を重複して送信しないようご注意ください。

※ e-Taxにより提出された場合は、受信したことをお知らせする「受信通知」がメッセージボックスに格納されます。「受信通知」にエラーの表示がない場合は、正常に送信できているため、改めて送信しないようご注意ください。

記載例

国税庁ホームページの公表事項について、以下の事項を追加(変更)して公表することを希望する場合に提出してください。

【個人事業者】◇主たる屋号 ◇主たる事務所の所在地等 ◇通称 ◇旧姓氏名
【人格のない社団等】◇本店又は主たる事務所の所在地

適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

収受印

令和 3 年 10 月 1 日	(フリガナ)	トウキョウト
	(〒 XXX - XXXX)	
申 納 税 地		東京都〇〇区△△ □-□
	(電話番号 03 - XXXX - XXXX)	
(フリガナ)		コクセイ ハナコ
出 氏 名 又 は		国税 花子
名 称 及 び		
代 表 者 氏 名		
考 出 人 番 号		
登 録 番 号		

〇〇 税務署長殿

新たに公表を希望する事項にレ印を記載してください。

【屋号・事務所の所在地等】

- ① 公表を希望する屋号を記載してください。
- ② 公表を希望する事務所の所在地等を記載してください。

【留意事項】

- 1 複数ある場合は任意の一つ又は一箇所を選択して記載してください。
- 2 国税庁ホームページには記載されたとおりに表示されます。

【通称・旧姓氏名】

- ③ 通称又は旧姓氏名を
・氏名に代えて公表するか
・氏名と併記して公表するか
希望する方にレ印を記載してください。
- ④ 住民票に記載されている通称又は旧氏を使用した氏名(旧姓及び名前)を記載してください。

【留意事項】

- 1 通称又は旧姓氏名については、住民票に併記されている場合に限り、国税庁ホームページの公表事項に追加(変更)して公表することができます。
- 2 通称又は旧姓氏名の公表を希望する場合は、通称又は旧姓を氏名と併記していることが確認できる住民票の写しの添付が必要です。

※ e-Taxによって提出する場合は添付を省略することができます。

国税庁ホームページの公表事項について、下記の事項を追加(変更)し、公表することを希望します。

新たに公表を希望する事項の口にレ印を付し記載してください。

新 た に 公 表 す る 事 項	☐ 主たる屋号	(フリガナ)	コクゼインョウテン
	☐ 複数ある場合 任意の一つ		① 国税商店
	☐ 主たる事務所の 所在地等	(フリガナ)	トウキョウトチヨダクカスミガセキ
	☐ 複数ある場合 任意の一つ		② 東京都千代田区霞が関3丁目1-1
人 格 の な い 社 団 等	☐ 通称	いずれかの口にレ印を付し、通称又は旧姓(旧氏)を使用した氏名を記載してください。	
	☐ 旧姓(旧氏)氏名	☐ 氏名に代えて公表	(フリガナ) ゼイム リョウコ / ゼイム ハナコ
	☐ 住民票に記載されている 通称又は旧姓(旧氏)に併記	☐ 氏名と併記して公表	(通称) (旧姓氏名)
			④ 税務 良子 / 財務 花子
変 更 の 内 容	☐ 本店又は主たる 事務所の所在地	(フリガナ)	

既に公表されている上記の事項について、公表内容の変更を希望する場合に記載してください。

変 更 の 内 容	変 更	【国税庁ホームページの表示例】	
	変 更	●氏名に代えて公表を希望	●氏名と併記して公表を希望
	変 更	通称:税務 良子	通称:国税 花子(税務 良子)
	変 更	旧姓氏名:財務 花子	旧姓氏名:国税 花子(財務 花子)
変 更 後	(フリガナ)		

※ 常用漢字等を使用して公表しますので、申出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)

収 受 印	登 録 番 号	証 明 番 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
申 出 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

- 注意 1 記載事項等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理係は、記載しないでください。

適格請求書発行事業者 公表サイトについて

適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

- > 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号
④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日
※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要
上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能
・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

【TOP画面】

登録番号
T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する +

一度に最大10件まで検索可能

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T1234567890123

氏名又は名称
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号
国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

👉 ポイント

「公表サイト」では登録番号からしか検索ができません。また、検索した者が番号検索後に表示される情報の中から取引先かどうかを判別するには、個人の氏名のみでしか判断できません。表示された氏名からでは、屋号がわからることにより取引先等が混乱する恐れもあります。

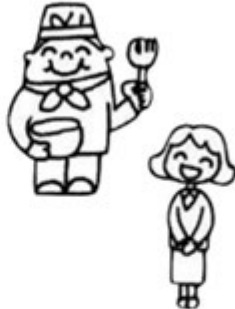
したがって、屋号をお持ちの方は『適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書』を提出し、公表サイト上に屋号を表示するかどうかをご検討ください。

総額表示の義務付けについて

消費税の課税事業者には、「総額表示」が義務付けられています。その対象となる取引とその方法についてご説明します。

総額表示とは、値札などに税込価格を表示することにより、消費者が商品などの購入を判断する前に「諸費税額（地方消費税額を含む。）を含んだ価格」を一目で分かるようにするものです。課税事業者が消費者に対して商品等の販売、サービスの提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品やサービスなどに係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

1. 総額表示の対象となる事業者及び取引

対象者	消費税の課税事業者（注1）		注1
対象となる取引	消費者に対して商品の販売、役務の提供等を行う場合、いわゆる小売段階の価格表示（注2）		免税事業者は、取引に課される税がないことから、そもそも「税抜価格」を表示して別途消費税相当額を受領することは、消費税の仕組み上予定されていません。
			注2
			事業者間取引は、総額表示義務の対象となりません。

2. 総額表示の表示方法

〔1〕 総額表示の具体的な表示方法

価格表示の方法は、商品やサービス、あるいは事業者によって様々な方法がありますが、「税込価格」が明示されているかどうかポイントとなります。

■具体的な表示方法例（税率10%の場合）

11,000円	11,000円 (税込)	11,000円 (税抜価格10,000円)
11,000円 (うち消費税額等 1,000円)	11,000円 (税抜価格10,000円 消費税額等1,000円)	11,000円 (税抜価格10,000円 消費税率 10%)

例 え ば …

10,000円
(税込11,000円)

このような表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていますので「総額表示」に該当します。



も っ と く わ し く

軽減税率制度実施に伴う価格表示は…

軽減税率制度の実施に伴い、例えばイートインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁等から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば、以下の方法があります。

【イートインスペースがある小売店の価格表示の例】

異なる税込価格を設定する場合		税込価格を統一する場合
① 持ち帰りと店内飲食 両方の税込価格を表示	② 店内掲示等を行うことを前提にど ちらか一方のみの税込価格を表示	③ 持ち帰りと店内飲食を 同一の税込価格で表示
総菜パン 持ち帰り 162円 (店内飲食 165円)	総菜パン 162円 (店内掲示) 店内飲食さ れる場合、 価格が異な ります。	あんパン 170円

軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

[2] 総額表示義務の対象となる表示媒体

総額表示の義務付けは、消費者に対してあらかじめ商品の販売、役務の提供等を行う場合の価格表示を対象としているので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。

■具体的な表示媒体の例

- ・ 値札、商品陳列棚、店内表示などによる価格の表示
- ・ 商品のパッケージなどへの印字あるいは貼付した価格の表示
- ・ チラシ、パンフレット、商品カタログなどによる価格の表示
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メールなどの媒体を利用した広告
- ・ ポスター、看板などによる価格の表示



もっとくわしく

総額表示義務の対象にならないものとは……

総額表示の義務付けは、消費者に対してあらかじめ価格表示を行う場合を対象とするものなので、価格表示を行っていない場合について表示を強制するものではありません。

また、口頭によるもの、見積書や契約書又は決済段階で作成される請求書や領収書における価格表示は、総額表示義務の対象とはなりません。

インボイス制度実施後に 想定される問題点について

インボイス制度が導入されると、様々な問題点が顕在化すると思われます。代表的な問題点と見解を簡単に下記にまとめましたのでご参考下さい。

問題点 1

免税事業者が、インボイス制度に未登録のままだと、売上先との取引から排除されたり、消費税相当額を減額するよう要求されたりする恐れがある。

見解

まず、売上先にインボイスに登録した方が良いかどうかを聞ける間柄であれば確認していただき、その上で取引から排除されたり減額するよう要求されたりしそうな場合には、インボイス登録事業者（課税事業者）になることを積極的に検討してください。

また、場合によっては下請法・独占禁止法・建設業法の違反になる場合があります。
(p.38【参考 3】 下請法・独占禁止法・建設業法違反行為について 参照)

問題点 2

自身の外注先や仕入先等の大半がインボイス未登録事業者（免税事業者）である場合には、今までどおりの価格で取引を行っていると自身が相手先へ支払った消費税相当額の分だけ利益を圧縮してしまう。(p.11【図表 B】 ④小売業者 参照)

見解

自身の外注先や仕入先にインボイス制度に登録するよう要求するか、自身が簡易課税制度を選択するかどうかを検討してください。また、上記の「問題点 1」のように相手を取引から排除したり減額したりするように要求すると、場合によってはご自身が下請法・独占禁止法・建設業法の違反になる場合があります。

(p.38【参考 3】 下請法・独占禁止法・建設業法違反行為について 参照)

問題点 3

免税事業者だった方が、新たにインボイスの登録を受け課税事業者になった場合、今まで受け取っていた益税分を受け取れなくなるので、自身の利益（手取り）が減ってしまう。

見解

インボイスの制度上、実質的に益税は廃止されるので、ご自身の販売単価を上げる等の対応を検討してください。

【参考3】下請法・独占禁止法・建設業法違反行為について

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



➤それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買いたたき」として問題になるおそれがあります。

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。



➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

上記についての詳細は、

公正取引委員会 HP

『免税事業者及びその取引先の
インボイス制度への対応に関する Q & A』
をご覧ください。

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html



インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る
建設業法上の考え方の一事例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わないことにした。



〔国土交通省HPより引用〕



➤それ、建設業法違反です！

元請負人（下請契約の注文者）が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

建設業法令遵守ガイドラインの概要【インボイス関連抜粋】



策定の趣旨

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定（H19.6策定、R3.7最終改訂）

<建設業法令遵守ガイドライン国土交通省HP： https://www.mlit.go.jp/totikensaangyo/const/1.6_bt_000188.html>

■：建設業法に違反する行為事例、▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例、●：建設業法上望ましくない行為事例
（インボイス制度実施後の免税事業者との取引の観点から特に留意する必要がある行為事例の抜粋）

①見積条件の提示等（法第20条第3項、第20条の2）

▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

②当初契約・変更契約（法第19条第1項等）

■着工前に書面による契約を行わなかった場合
■追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった場合

③不当に低い請負代金（法第19条の3）

▲元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合

④指値発注（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている法定増利費等の内容を検討することなく、一方的に差し引きするなど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑤不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）

▲下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い価格で購入することとなった場合

⑥赤伝処理（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

⑦不利益取扱いの禁止（法第24条の5）

▲下請負人が、元請負人からの支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたことを監督行政庁に通報したため、取引を停止した場合

【参考冊子等】

◆適格請求書等保存方式の概要

ーインボイス制度の理解のためにー

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimoku/betsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>



◆消費税のあらまし

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/pdf/001.pdf>



◆暮らしの税情報（消費税のしくみ）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/pdf/03.pdf>



◆消費税の仕入れ税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関する Q&A

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimoku/betsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>



事前準備の基本項目チェックシート

以下のチェックシートは、適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

- ☐ 売上先が適格請求書を必要とするか検討しましょう
 - ・消費者、免税事業者又は簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、適格請求書を必要としません。
- ☐ 登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう
 - ・登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となっても、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税選択制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます。）
 - ・登録を受けない場合、適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から 6 年間は一定の経過措置が適用できます（この期間の終了後は仕入税額控除ができなくなります。）
- ☐ 登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう

登録を受ける場合の売手としての事前準備

- ☐ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう
 - ・雑収入等も含め、売上先が事業者である取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認しましょう。
 - ・適格請求書は、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - ・都度、「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- ☐ 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるか検討しましょう
 - ・適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
 - ・消費税額に 1 円未満の端数が生じた場合、端数処理のルールがあります。
 - ・相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
 - ・売上先が作成する「仕入明細書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要です。
 - ・何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう。
- ☐ 登録を受けた旨（登録番号）、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有しましょう
- ☐ 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう
 - ・写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - ・売上税額の計算方法は、割戻し計算と積上げ計算があります。
- ☐ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう
 - ・それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

登録を受ける場合の買手としての事前準備

- ☐ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう
 - ・簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要です（この場合、以下の項目は検討不要）。
- ☐ 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討しましょう
 - ・継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - ・3 万円未満の公共交通機関による取引など適格請求書の保存が不要となる特例もあります。
- ☐ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
 - ・仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - ・何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - ・必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- ☐ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
 - ・請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
 - ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- ☐ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう
 - ・仕入税額の計算方法は、積上げ計算と割戻し計算があります。
 - ・適格請求書の保存が不要となる特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。

インボイス制度特設サイト

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

また、国税当局において、インボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（オンライン説明会）を実施しています。

全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

特設サイト



（参考１）各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応などに係る補助金として、以下の補助金があります。

○ IT導入補助金

会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。

○ 小規模事業者持続化補助金

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合の環境変化への対応を支援する目的で、インボイス枠（特別枠）が設けられています。

それぞれの補助金について、詳しくはリーフレット及び事務局ホームページをご参照ください。

IT導入補助金
リーフレット



IT導入補助金
事務局ホームページ



小規模事業者
持続化補助金
リーフレット



（商工会地区）※
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



（商工会議所地区）
小規模事業者持続化
補助金事務局
ホームページ



※「商工会地区」については、お問合せ先は所在地によって異なるため、上記事務局ホームページをご参照ください。

（参考２）「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

ご自身が免税事業者である場合や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について、関係省庁連名でQ&Aが公表されています。

例えば、インボイス制度を契機とした取引条件の見直しについて独占禁止法などで問題となる行為、免税事業者であり続けた場合の取引への影響、課税事業者となった場合に必要となることなどについて解説されていますので、ご参照ください。

公正取引委員会
ホームページ



適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ 軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。